

厚木市教育大綱について

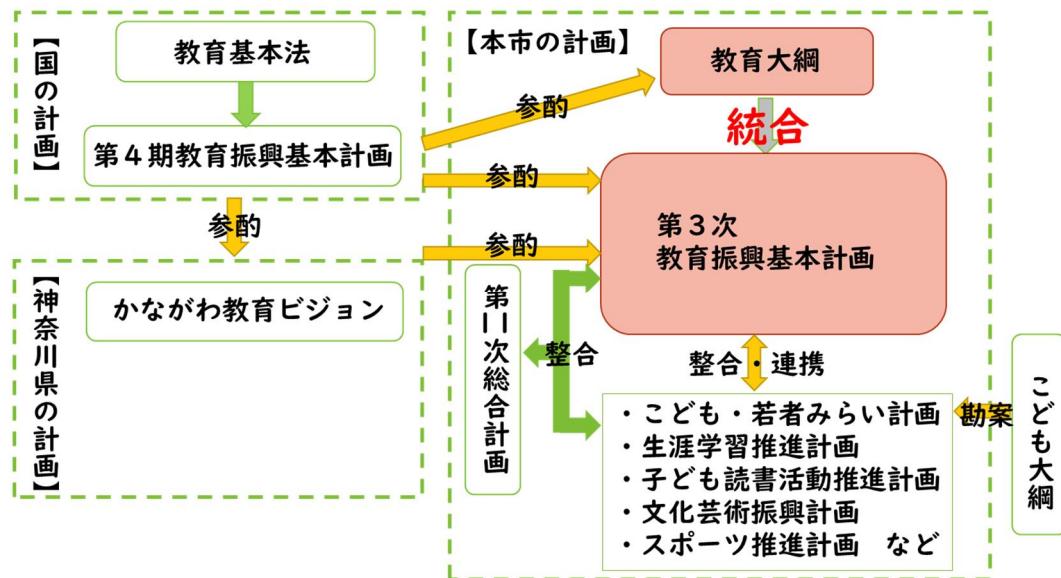
1 これまでの経過

(1) 厚木市教育大綱の改定及び統合について

令和6年度厚木市総合教育会議第2回会議において、第3次厚木市教育振興基本計画（以下「次期計画」という。）策定と併せて一体的に整理し統合するものとして案を提示し、教育委員の皆様から賛同をいただいた。

その後、厚木市教育振興基本計画庁内推進委員会会議及び厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会を経て、令和7年4月の経営戦略会議で承認され、次期計画の構成と併せて厚木市教育大綱の統合方法について検討を開始した。

【次期計画及び厚木市教育大綱の位置付け（統合後）】



(2) 次期計画の構成及び厚木市教育大綱の統合

次期計画の構成については、本市の教育の在り方を示す10年間の「基本理念」と、社会状況の変化に応じて対応を行うための5年間の「基本方針」、「施策」、「実施計画」を一体的に捉えた構成とする。

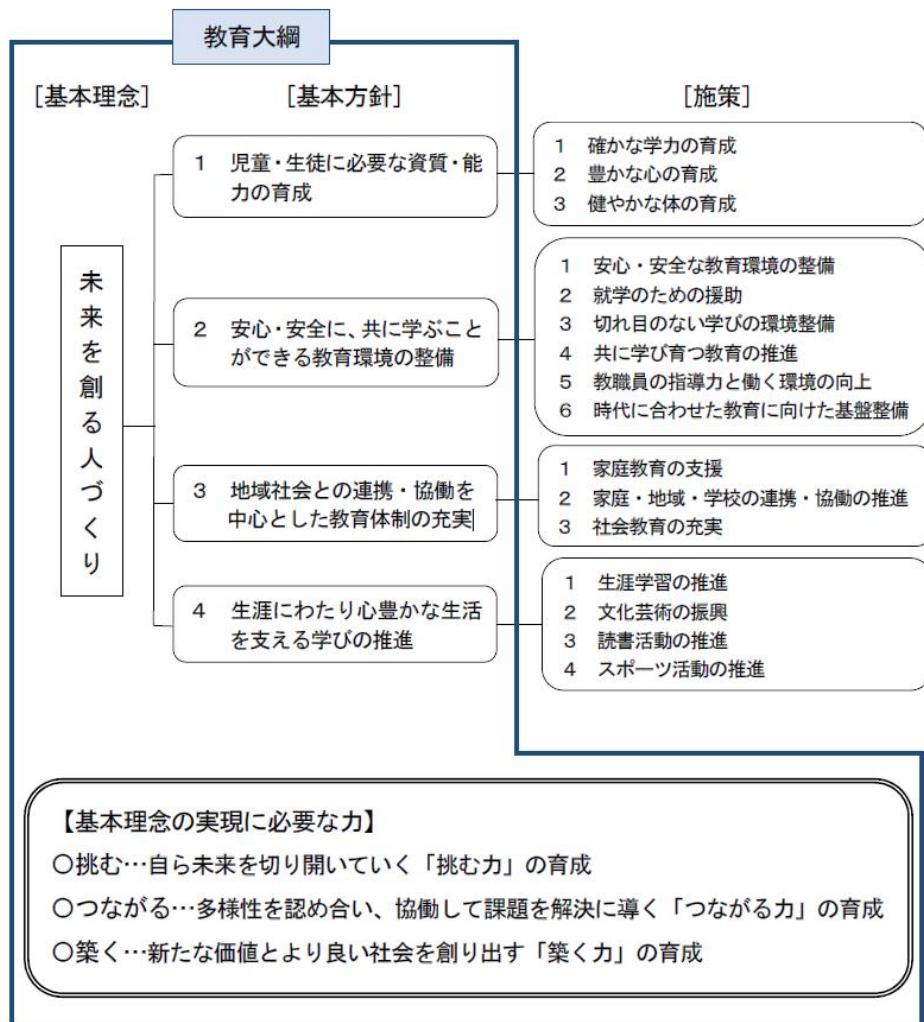
次期計画における厚木市教育大綱の位置付けについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法^{※1}」という。）で定める教育大綱策定の趣旨に合致するよう、「基本理念」及び「基本方針」をもって厚木市教育大綱とする。

※次期計画（案）（厚木市教育大綱抜粋）【別紙：参考資料1】

※1 法 第1条第3項第1号より抜粋

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

【第3次厚木市教育振興基本計画（案）構成図】



2 今後の予定

年月	内容	備考
10月	第2回総合教育会議 (10/23)	厚木市教育大綱について
11月	経営戦略会議 (11/14)	次期計画・厚木市教育大綱(案)の策定及びパブコメ実施について
12月～1月	パブコメ実施	
令和8年2月	第3回総合教育会議 (2月上旬予定)	次期計画・厚木市教育大綱(案)の策定に対するパブコメ結果
3月	経営戦略会議 (3/3 予定) 次期計画・厚木市教育大綱の策定	及び同計画の策定について

第3次厚木市教育振興基本計画（案）
(厚木市教育大綱抜粋)

令和8（2026）年3月 厚木市

目 次

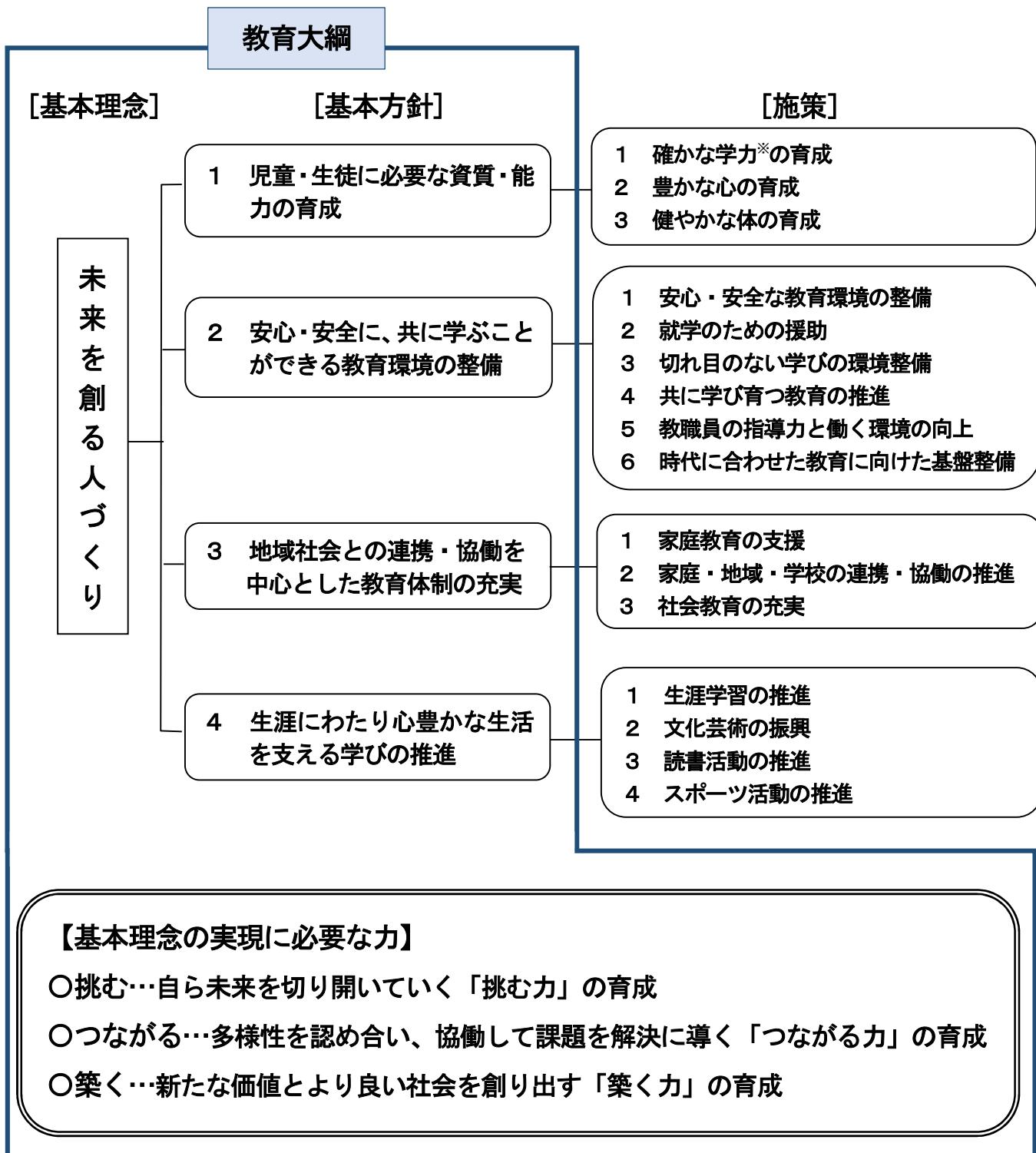
第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
第 2 章 策定の背景	3
1 本市の教育を取り巻く現状	3
2 第 3 次厚木市教育振興基本計画策定に向けた課題	11
第 3 章 本市が目指す教育施策の方向性	14
1 計画構成図	14
2 基本理念	15
3 施策の展開	16
4 基本方針と持続可能な開発目標（S D G s）との関連	24
第 4 章 計画の推進	25
1 計画の進行管理	25
2 推進体制	25
資料編	
1 本市の教育を取り巻く現状	26
2 児童・生徒アンケート調査結果	35
3 検討組織	39
4 策定の経過	43
5 用語説明	46

第3章 本市が目指す教育施策の方向性

1 計画構成図

第3次計画を構成する基本理念、基本方針及び施策を次のとおりとします。

なお、第3次計画の基本理念及び基本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律※に基づく教育大綱としての性格を併せ持つものです。



2 基本理念

第3次計画では、本市の教育のあるべき姿を中長期的な視点で見据え、基本理念を次のとおりとします。

未来を創る人づくり

教育基本法では、平和で民主的な社会の形成者としての資質を備えた国民の育成を教育の目的とし、同法に基づき策定された第4期教育振興基本計画においては、持続可能な社会の創り手の育成を目指すこととしています。

第2次計画では、「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、各種施策を推進してきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化やグローバル化の急速な進展など、第2次計画では想定していなかった社会の変化が生じています。

私たちは、今、気候変動や将来起こり得る大規模災害、AI[※]技術の進化、社会情勢の変動に伴う経済の不確実性など、将来の予測が困難な時代を生きています。こうした不透明で複雑な社会をたくましく生き抜くためには、自ら未来を切り開いていく「挑む力」、多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」、そして、新たな価値とより良い社会を創り出す「築く力」を身に付けた人材が求められます。

こうした力を育むため、ライフステージ[※]に応じた教育施策の充実と併せて、切れ目のない子育て施策を始めとする市の様々な政策を一体的に進め、ウェルビーイングを実感しながら、誰もが、いつでも、いつまでも安心して思うとおりに学び、成長できる環境を整備し、人材を育成していく必要があります。

これらのこと踏まえ、「挑む力」、「つながる力」、そして「築く力」を備え、本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていける人材の育成を目指し、第3次計画の基本理念を「未来を創る人づくり」とします。

3 施策の展開

教育のあるべき姿である基本理念を実現するための具体的な取組を示す四つの基本方針とそれぞれの進むべき方向性を示す施策を次のとおりとします。

基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成	
施策 1	確かな学力の育成
施策 2	豊かな心の育成
施策 3	健やかな体の育成
基本方針 2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備	
施策 1	安心・安全な教育環境の整備
施策 2	就学のための援助
施策 3	切れ目のない学びの環境整備
施策 4	共に学び育つ教育の推進
施策 5	教職員の指導力と働く環境の向上
施策 6	時代に合わせた教育に向けた基盤整備
基本方針 3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実	
施策 1	家庭教育の支援
施策 2	家庭・地域・学校の連携・協働の推進
施策 3	社会教育の充実
基本方針 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進	
施策 1	生涯学習の推進
施策 2	文化芸術の振興
施策 3	読書活動の推進
施策 4	スポーツ活動の推進

(1) 基本方針 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成

児童・生徒が変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な力を身に付けられるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの側面から、総合的な資質・能力の育成を図ります。

学びの基盤である知識・技能の確実な習得に加え、それらを活用して課題を発見し、解決する思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学ぶ意欲の向上を図ります。

また、思いやりや豊かな感性を育み、自他を大切にする気持ちを育成します。多様な体験活動や人との関わりを通じて、社会性や道徳性を培い、共に生きる力を伸ばしていきます。

さらに、日常生活における体力向上や基本的な生活習慣の定着を通じて、心身の健康を保ち、自らの健康保持や自己管理能力の育成を目指し、生涯にわたって健康的な生活を送るための基礎を築きます。

施策 1 確かな学力の育成

【施策の方向】

- ・グローバル化やデジタル技術の進展など、児童・生徒が様々な変化に向き合う中で、主体的に学び、多様な人々と協働しながら、課題を解決する力を育成する。
- ・単なる知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用する柔軟な思考力・判断力・表現力の育成を図る。
- ・全ての児童・生徒が必要な学力を身に付けることができるよう、児童・生徒の学習進度に応じた学習環境の提供や学習意欲の課題に対応する。

施策 2 豊かな心の育成

【施策の方向】

- ・他者を思いやる気持ちや命の大切さを理解し、道徳性や社会性を身に付けた、心豊かな人間へと成長していくことを目指す。
- ・多様な体験活動や人との関わりを通じて、困難な状況に直面しても自分の心を立て直す力を育む。
- ・問題行動等の背景を丁寧にアセスメント（評価）した上で、一人一人の状況に応じた適切な指導・支援を行う。
- ・悩みを抱える児童・生徒やその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目のない支援を行う。

施策3 健やかな体の育成

【施策の方向】

- ・児童・生徒が心身共に健康で、たくましく生きる力を育むことにより、豊かな人生を送るための基盤を築く。
- ・食に関する正しい知識と食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進するとともに、健康的な生活リズムを確立するため、睡眠への意識と生活習慣の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な食環境を社会全体で支える。

(2) 基本方針2 安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備

全ての子どもが多様性を尊重し、互いに高め合い、安心・安全に学べる環境整備、切れ目のない学びの実現、教育機会均等の確保に向けた就学支援、教職員の働きやすさやICTの活用などのこれからの教育を支える環境整備に取り組みます。

安全で快適な学校施設・学習環境の整備を推進するとともに、経済的な事情にかかわらず、全ての児童・生徒が等しく学ぶ機会を確保するため、就学支援の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続や、小学校と中学校の9年間を見通した切れ目のない学びの環境を整備し、こどもたちの発達段階に応じた支援を強化します。そして、障がいの有無や国籍、文化的背景などの違いにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び、高め合える教育の充実を推進します。

さらに、教職員が専門性を発揮し、児童・生徒と向き合えるよう、働きやすい職場環境の整備に力を入れるとともに、教職員の指導力向上の支援を進めます。あわせて、ICTの効果的な活用や通学区域の再編成など、時代の変化に対応した教育環境の基盤づくりを推進します。

こうした取組に当たっては、こども自身の思いや意見を尊重し、学校づくりや学びの在り方に適切に反映していきます。

施策1 安心・安全な教育環境の整備

【施策の方向】

- ・教育環境向上を一体的に進め、児童・生徒が健やかに成長できる環境整備に取り組む。
- ・児童・生徒が身体的・精神的に安心でき、学習に集中できる環境整備に取り組む。
- ・災害や感染症のまん延等の非常時に備えた学校の安全確保に取り組む。

施策2 就学のための援助

【施策の方向】

- ・経済的な理由や特別な支援の有無にかかわらず、全ての児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するため、必要な援助を実施する。
- ・市民の方からの寄附をもとに設置された基金を活用し、経済的な理由により修学や部活動への参加が困難な児童・生徒に必要な援助を実施する。

施策3 切れ目のない学びの環境整備

【施策の方向】

- ・ 幼児期から義務教育段階にかけて、子どもの成長を一貫して支えるため、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続を図り、安心して学べる環境を整備する。
- ・ 小学校と中学校の9年間を見通した小中一貫教育を推進し、カリキュラムの連続性と指導方法の一貫性を確保して、学びの連続性を高める。
- ・ 子どもの発達や実態に関する情報を関係機関で共有し、教職員との連携・協力体制を充実させることで、きめ細かな支援体制を構築する。

施策4 共に学び育つ教育の推進

【施策の方向】

- ・ 国籍、文化、性別、障がいの有無など、多様な背景を持つ人々が共に生きる社会において、違いを理解し、尊重し合える力を育む。
- ・ 全ての児童・生徒が同じ場で共に学び、育つことを目指し、個別の教育的ニーズに応じた柔軟な支援体制を整えるためのインクルーシブ教育*を推進する。

施策5 教職員の指導力と働く環境の向上

【施策の方向】

- ・ 教職員は教育の中心的存在であり、その指導力が児童・生徒の学力や人格形成に大きな影響を与えることから指導力の格差解消を図る。
- ・ 教育現場に求められるニーズが複雑化・多様化している中で、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・ 教職員の働く環境を改善し、本来の教育活動に専念できる環境を整備することで、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現する。

施策6 時代に合わせた教育に向けた基盤整備

【施策の方向】

- ・ 児童・生徒一人一人が安心して学び、成長できるよう、これからの中の教育に必要な土台づくりを進める。
- ・ 地域の実情や保護者・住民の方の声を踏まえ、持続可能な学校づくりを推進する。

(3) 基本方針3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

地域全体でこどもたちの成長と学びを支えるため、家庭・地域・学校が連携・協働する教育体制を強化します。また、教育の出発点である家庭教育への支援を推進するとともに、誰もが学び続けられる社会教育の機会を充実させ、地域社会に根差した持続可能な教育の実現を目指します。

こどもたちの健やかな成長と学びを支えるためには、家庭・地域・学校が一体となって支え合う地域ぐるみの教育体制が欠かせません。

教育の出発点である家庭教育の重要性を踏まえ、保護者が安心して教育に関わることができるように、保護者自身の学ぶ機会や子育てに関する不安や悩みに対する解決策など家庭でいかせる情報を提供します。

また、地域住民や団体、学校との連携体制を構築・充実させ、地域が教育活動に主体的に参画できる環境を整備します。そして、地域のつながりを強化するとともに、こどもたちの社会性や多様な価値観への理解を深めます。

さらに、誰もが身近な場所で学び続けられるよう、公民館などの社会教育施設を活用し、多様な学習機会を提供します。

地域社会との連携・協働を通じて、全ての世代が共に学び育つ地域社会の形成を図ります。

施策1 家庭教育の支援

【施策の方向】

- ・保護者に対して学習機会を提供する。
- ・家庭・地域・学校との連携により家庭教育の支援を図る。

施策2 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

【施策の方向】

- ・こどもたちの健やかな育成や多様な学びを支えるため、地域全体で教育に関する体制を築く。
- ・こどもたちの健やかな育成を目指し、家庭と学校の連携を支援する。

施策3 社会教育の充実

【施策の方向】

- ・地域社会における学びの場を提供する。
- ・地域の特性や多様な学びのニーズに柔軟に対応する。
- ・個人の学びと成長を支えるだけでなく、地域全体の活力向上につなげる。
- ・全ての人が互いを尊重し合える社会の実現に向けて、人権教育を推進する。

(4) 基本方針4 生涯にわたり心豊かな生活を支える学びの推進

人生100年時代を迎え、市民が生涯を通じて学び、心豊かに暮らせる環境を整備するとともに、自己実現や地域貢献ができる多様な学びや活動の機会の充実を図ります。

人生100年時代を迎え、市民一人一人が生涯を通じて学び続け、心豊かに充実した生活を送ることができる環境を整えることが、これまで以上に重要な要素となっています。本市では、誰もが年齢や立場を問わず、学びを継続することができる環境を整えることで、個人の自己実現と地域社会の活性化を図ります。

また、文化芸術の振興により創造性や感性を育むとともに、読書活動の推進を通じて知的探求心を高めます。

さらに、市民のスポーツへの関わり方が「する」だけでなく、「みる」、「支える」と多様化する中で、スポーツ活動の推進やトップアスリートの応援などを通して、交流人口の拡大とまちのにぎわい創出を図り、「スポーツの聖地」としての取組を進めます。

施策1 生涯学習の推進

【施策の方向】

- ・多様な生き方や価値観が広がる現代において、スキルアップを可能にする環境を整備し、自己実現につなげる。
- ・生涯学習を通じて個人として成長を続けるとともに、地域の一員として共に支え合いながら、誰もが幸せや生きがいを感じて暮らせる社会づくりに貢献する人材を育成する。

施策2 文化芸術の振興

【施策の方向】

- ・文化芸術に親しむことで、感性・表現力・創造力を育む。
- ・伝統文化や地域文化に触れる機会を通じて、郷土への愛着や自己理解、他者理解（価値観・文化的背景）を深め、人間性や豊かな心を育てる。
- ・全ての世代が文化芸術に親しむことのできる環境づくりを推進する。
- ・文化財の保護と活用を図り、市民の文化的な向上に貢献する。

施策3 読書活動の推進

【施策の方向】

- ・言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない、子どもの読書活動を推進し、本と親しみ、本を楽しむ子どもを育てる。
- ・「未来・図書館」の整備を着実に推進するとともに、供用開始後は、読書に親しむきっかけづくりとなる行事等を開催するほか、「未来・図書館」の体験から“たんきゅう（探究・探求）”へつなげるなど、読書活動を推進する。

施策4 スポーツ活動の推進

【施策の方向】

- ・スポーツをする人、みる人、支える人、スポーツに関わる全ての人たちが、共にスポーツの持つ多様な価値を享受し、健やかな心身が育つ環境を整備する。
- ・気軽にスポーツに取り組める施設の整備を進めるとともに、世代や立場を超えた交流を促す場づくりを通じて、誰もが継続的にスポーツに関わることができる環境を整備する。
- ・地域、学校、関係団体と連携し、スポーツの楽しさや意義を伝える機会を充実させる。